

出版社における改正下請法の取扱いについて

下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という）の改正が平成 15 年 6 月に行われ、平成 16 年 4 月 1 日から施行されます。

出版社においては、従来から製造委託において、書籍・雑誌等の出版物（以下「出版物」という）の印刷・製本を印刷・製本会社に委託することが下請取引の対象となっています。

この法改正により、ソフトウェアやテレビ番組等の情報成果物の作成委託や役務の提供委託などが下請法の対象となります。改正下請法の施行に当たり、出版物を提供する出版社が留意すべき事項について、改正法令及び運用基準を受け、公正取引委員会事務総局との意見交換を行い、ここに取扱い上の留意点を参考資料としてまとめました。

なお、製造委託に関する下請取引は、従来どおりですが、「2. 親事業者の義務」以下は、改正下請法によることとなりますので留意願います。

会員各位におかれては、法の趣旨をご理解の上、適切な対応をお願いいたします。

注) 改正下請代金支払遅延等防止法テキスト（改正法令及び運用基準等を収録）を必ず参照ください（公正取引委員会ホームページ <http://www.jftc.go.jp>）。

2004 年 3 月

社団法人 日本書籍出版協会

社団法人 日本雑誌協会

1. 出版物の作成委託に関する法の対象となる取引について

(1) 適用範囲について

① 対象外となる取引

製造委託（情報成果物の場合は作成委託）においては、汎用性がある規格品・標準品であって特定の仕様に基づいて親事業者から製造を委託されている訳ではないものは製造委託に該当しないとされています。

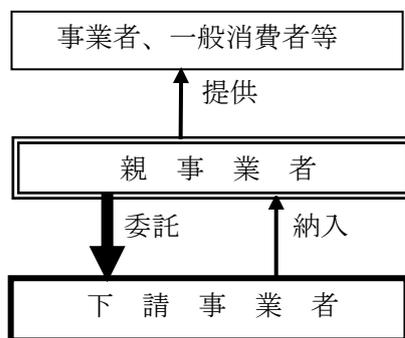
出版物の内容である著作物は、特定の出版社の出版物への掲載以外にも広く利用される等汎用性が高く、かつ、作成を委託する際に出版社が定める仕様に基づいて作成を委託している訳ではないものもあり、このような著作物は情報成果物の作成委託に該当せず、**下請取引の対象外**として取扱われます。

- **作家（執筆者）が創作する小説、随筆、論文等、および美術、写真、漫画等の作品**

② 対象となる取引

出版物の作成委託においては、汎用性が少なく、特定の出版社の出版物以外に利用されないもので、「給付に係る仕様、内容等を指定して」作成を依頼する次のようなものは、概ね**下請取引の対象**として取扱われます（法2条3項・4項、運用基準 第2）。

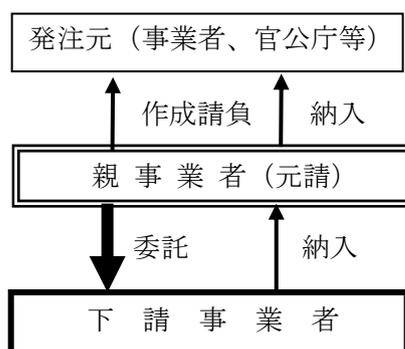
〔類型3-1〕事業者が業として行う提供の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合



類型3-1の例：

- 出版社が発行する書籍、雑誌の作成を、編集プロダクション等に委託すること
- 出版社が発行する出版物のために、装幀、表紙デザイン、レイアウト等の作成を委託すること
- 出版社が、特定の仕様・内容を指定して原稿の作成を委託すること

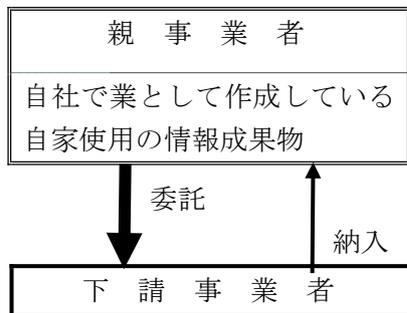
〔類型3-2〕事業者が業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合



類型3-2の例：

- 出版社が、自費出版を引き受け、他の事業者へ作成の全部又は一部を委託すること
- 編集プロダクション等が制作を請け負う書籍、雑誌のレイアウトを他の事業者へ委託すること

〔類型3-3〕事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合



類型3-3の例：

- 通常自社の書籍、雑誌の広告物を作成している出版社が、広告物の作成の全部又は一部を他の事業者へ委託すること

*太線の矢印部分の取引が下請法の対象となる。

(2) 下請法の対象とならない役務提供委託について

役務提供委託の対象となる役務は、役務提供事業者が、他者に提供する役務であって、委託する事業者が自ら利用する役務を他の事業者へ委託することは含まれません。

出版社においては、出版物（書籍、雑誌）の作成に必要な役務の提供を他の事業者へ委託する場合がありますが、当該役務が専ら自ら用いる役務である場合には、役務提供委託の対象にはなりません。

【役務提供委託の対象にならない例】

- 週刊誌、月刊誌等の取材等について、他の事業者へ役務の提供を委託すること
取材（編集者等の指示・同行による写真取材も含む）、紙面整理、割付等は、週刊誌、月刊誌等の作成に必要な役務の提供の行為であり、専ら自ら用いる役務に該当
- 書籍、雑誌等の校正を他の事業者へ委託すること

2. 親事業者の義務

(1) 書面の交付義務（法3条）

親事業者は、発注に際して3条書面の具体的記載事項を全て記載している書面を直ちに、下請事業者へ交付しなければなりません。また、書面に代えて、下請事業者の承諾を得て、電子メール等の方法で提供することができます。

(2) 支払期日を定める義務（法2条の2）

親事業者は、下請事業者との合意の下に下請代金の支払期日を、物品等を受領した日から起算して60日以内でできる限り短い期間内で定めなければなりません。

- 起算日については、「校了又は責了」をもって、下請事業者へこの日を通知することにより、「支払期日」の起算日とすることも可能であること（「下請代金の支払遅延」を参照）

〔下請法上の下請代金の支払期日〕

- ① 当事者間の取り決めにより、下請事業者の物品等を受領した日から起算して60日以内に支払期日を定めた場合は、その定められた支払期日

- ② 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を受領した日
- ③ 当事者間で合意された取り決めがあっても、物品等を受領した日から起算して 60 日を超えて定めたときは、受領した日から起算して 60 日を経過した日の前

(3) 書類の作成・保存義務（法 5 条）

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、給付の内容、下請代金の額等について記載した書類等（5 条書類等）を作成し 2 年間保存しなければなりません。なお、3 条書面及び補充書面に 5 条書類等の必要書類を保存することで、これに代えることができます。

(4) 遅延利息の支払義務（法 4 条の 2）

親事業者は、下請代金をその支払期日まで支払わなかったときは、下請事業者に対し、物品を受領した日から起算して 60 日を過ぎた日から実際の支払日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率 14.6% を乗じた額の遅延利息を支払わなければなりません。

3. 書面の交付方法等

法 3 条書面に記載すべき事項は、「下請代金支払遅延等防止法第 3 条の書面の記載事項等に関する規則」（以下「3 条規則」という。）1 条 1 項に定められており、下請取引におけるトラブルを未然に防止するためにも必要です。

(1) 3 条書面の具体的記載事項（規則 1 条 1 項、運等基準第 3 - 1）

- ① 親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③ 下請事業者の給付の内容
- ④ 下請事業者の給付を受領する期日
- ⑤ 下請事業者の給付を受領する場所
- ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- ⑦ 下請代金の額（具体的な金額は記載できないが算定式であれば記載できる場合には、算定式による記載も可であるが、その場合は具体的な金額が確定後速やかに下請業者に通知する必要がある）
- ⑧ 下請代金の支払期日
- ⑨ 手形を交付する場合は、その手形の金額（支払比率でも可）と手形の満期
- ⑩ 一括支払方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- ⑪ 原材料等を親事業者から購入させる場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済の期日、決済方法

(2) 3 条書面の交付時に記載事項の内容が定められない場合（規則 1 条 2 項・3 項、運用基準第 3 - 2）

- ① 当初書面の交付方法
3 条書面の具体的記載事項のうち、その内容が定められないことにつき正当な理由がある

場合は、当該事項を記載せずに下請事業者に書面（当初書面）を交付することが認められています。

その場合には、記載しなかった事項（特定事項）について、内容が定められない理由（例えば、「ユーザーの詳細仕様が未確定であるため」などの記載）、内容を定めることとなる予定期日（例えば、「発注後〇日」などと記載）を当初書面に記載しなければなりません。

② 「正当な理由」とは

取引の性質上、委託した時点では具体的記載事項の内容を定めることができないと客観的に認められる理由がある場合であり、以下のような場合はこれに該当します。

○ 出版物の作成委託において、タイトル、分量、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、出版物の具体的な内容については決定できず、「下請代金の額」が定まっていない場合

③ 補充書面の交付方法

当初書面に記載されていない事項（特定事項）について、その内容が確定した後は、直ちに、当該事項を記載した書面（補充書面）を交付する必要がある、遅くとも納入日までには交付しなければなりません。

また、これらの書面については相互の関連性が明らかになるようにする必要があります。

*例えば、当初書面と補充書面の注文番号を同じとしたり、補充書面上に「本文書は〇年〇月〇日付の〇〇文書の補充書面である。」などと記載

④ 情報成果物に係る知的財産権の譲渡等に関する記載

主に、情報成果物の作成委託に係る作成過程を通じて、情報成果物に関し、下請事業者が作成した情報成果物に知的財産権が発生する場合、親事業者が下請事業者に対して、情報成果物を提供させるとともに、作成の目的たる使用の範囲を超えて知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを「下請事業者の給付の内容」にすることがあります。

この場合は、親事業者は、下請事業者との間で知的財産権の譲渡の対価を含んだ下請代金の額を十分な協議により決定した上、3条書面に記載する「下請事業者の給付の内容」の一部として、下請事業者が作成した情報成果物に係る知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明確に記載する必要があります。

なお、委託した給付の内容に含まれないものとして、後日、知的財産権について譲渡の対価を別途支払い、譲渡させる場合には3条書面についての記載は不要です。

4. 親事業者の禁止行為

親事業者は、下請事業者との取引において、以下の行為をしてはならないことになっています。これらの行為は、下請事業者の了解を得ているとしても、下請法の違反となります。

(1) 買ったたき（法4条1項5号）

親事業者が発注に際して下請代金を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対して通常支払われる対価に比べて、著しく低い下請代金の額を定めることは「買ったたき」になります。

該当するか否かは、次のような要素を勘案して総合的に判断されます。

- (ア) 下請代金の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたかなどの対価の決定方法
- (イ) 差別的であるかどうかなど対価の決定内容
- (ウ) 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離
- (エ) 当該給付に必要な原材料等の価格動向

【違反行為事例】

- 出版社が、書籍の作成を委託する際、下請事業者が有する著作権を出版社に譲渡させることとしたが、その代金は下請代金に含まれているとして、下請事業者と著作権の対価に係る十分な協議を行わず、通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定める場合

(2) 受領拒否 (法4条1項1号)

親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物について、下請事業者が納入してきた場合、親事業者が下請事業者に責任がないのに受領を拒むと「受領拒否」になります。

- 情報成果物の作成委託における「給付の受領」とは、情報成果物を記録した媒体がある場合には、委託内容を満たすものとして、作成された情報成果物を記録した媒体を自己の占有下に置くことであり、また、情報成果物を記録した媒体がない場合には、当該情報成果物を自己の支配下に置くことであり、例えば、当該情報成果物が親事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されることである（運用基準 第4-1-(1)-イ）。

(3) 返品 (法4条1項4号)

親事業者が下請事業者から納入された物品等を受領した後に、その物品等に瑕疵があるなど明らかに下請事業者に責任がある場合において、受領後速やかに不良品を返品するのは問題がないが、それ以外の場合は受領後に返品すると下請法違反となります。

【違反行為事例】

- 出版社が、下請事業者から受領した月刊誌について、毎月継続的に発行する予定であったが、販売部数が低下したことを理由として廃刊、納入された月刊誌を下請事業者に取り返らせる場合

(4) 下請代金の減額 (法4条1項3号)

親事業者は発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責めに帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると下請法違反となります。

「下請事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、下請代金を減額できるのは、次の場合に限られます。

- (ア) 瑕疵等の存在、納期遅れ等があるとして、受領拒否、返品した場合に、その給付に係る下請代金の額を減じるとき
- (イ) 下請事業者の責めに帰すべき理由があるとして、受領拒否、返品できるのに、そうしないで、親事業者自らが手直しをした場合に、手直しに要した費用を減じるとき
- (ウ) 瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減じるとき

(5) 下請代金の支払遅延 (法4条1項2号)

親事業者は物品等を受領した日から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わなければなりません。

ア. 情報成果物の作成委託における「給付の受領」について事前の合意がある場合の支払期

日の起算日の取扱い

情報成果物作成委託においては、親事業者が作成の過程で、委託内容の確認や今後の作業についての指示等を行うために、情報成果物を一時的に自己の支配下に置くことがあります。親事業者が情報成果物を支配下に置いた時点では、当該情報成果物が委託内容の水準に達し得るかどうか明らかではない場合において、あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、「親事業者が支配下に置いた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で、給付を受領したとすること」を合意している場合には、当該情報成果物を支配下に置いたとしても直ちに「受領」したものとは取り扱わず、支配下に置いた日を「支払期日」の起算日とはしない。ただし、3条書面に明記された納期日において、親事業者の支配下であれば、内容の確認が終わっているかどうかを問わず、当該期日に給付を受領したものとして、「支払期日」の起算日となる（運用基準第4-2-(3)）。

- 出版物の制作過程では通常行われていることであるが、「あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者が支配下に置いた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点」を給付の受領した日と合意している場合は、当初書面又は補充書面に記載することにより、給付の受領日とすることが可能であること。ただし、当該期日が3条書面記載の納期日を過ぎている場合は、3条書面記載の納期日が支払期日の起算日となる。

また、「一定の水準を満たしていること」については、「上質な」、「良質な」、「美的な」等の解釈が分かれるような表現は避け、両者誤解の生じないような表現を用い、仕様については見本を示して指示するのほひとつの方法であること

- 出版物の制作委託において、「初校」「再校」等の段階で加筆・修正が通常行われており、「校了又は責了」をもって給付内容が確定するので、下請事業者にこの日を通知することにより、「支払期日」の起算日（給付を受領した日）とすることも可能であること。

イ. 連続して提供される役務の委託取引における支払期日の起算日の取扱い

役務提供委託にあつては、「支払期日」の起算日は、「下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日（役務提供に日数を要する場合は役務提供が終了した日）」であり、原則として、下請事業者が提供する個々の役務に対して「支払期日」を設定する必要があります。ただし、個々の役務が連続して提供される役務であつて、次の要件を満たすものについては、月単位で設定された締切対象期間の末日に当該役務が提供されたものとして取り扱う（運用基準第4-2-(4)）。

- ① 下請代金の額の支払いは、下請事業者と協議の上、月単位で設定される締切対象期間の末日までに提供した役務に対して行われることがあらかじめ合意され、その旨が3条書面に明記されていること
- ② 3条書面において当該期間の下請代金の額が明記されていること、又は下請代金の具体的な金額を定めることとなる算定方式（役務の種類・量当たりの単価があらかじめ定められている場合に限る。）が明記されていること
- ③ 下請事業者が連続して提供する役務が同種のものであること

(6) 割引困難な手形の交付（法4条2項2号）

親事業者が下請事業者に対し下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割引引くことが困難な手形を交付すると下請法の違反となります。手形サイトについては、一般業種においては、支払期限が120日を超える期間の手形は割引困難な手形とみなされます。

(7) 購入・利用強制（法4条1項6号）

親事業者が、下請事業者に注文した給付の内容を維持するためなど、正当な理由がないのに、親事業者の指定する製品・原材料等を強制的に下請事業者に購入させたり、サービス等を強制的に下請事業者を利用して対価を支払わせると購入・利用強制となり、下請法の違反となります。

【違反行為事例】

- 自社の関連会社が制作したイベント等のチケットの購入を数百枚単位であらかじめ取引先下請事業者ごとに枚数を定めて割り振り、下請事業者に購入させることを要請すること。

(8) 不当な経済上の利益の提供要請 (法4条2項3号)

親事業者が、下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請法の違反となります。

【違反行為事例】

- 書籍の制作委託に関し、下請事業者の知的財産権が発生する場合において、出版社が、委託した内容と別途に、無償で、制作委託の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を出版社に譲渡・許諾させる場合
- 出版社が、下請事業者イラストの作成を委託し、下請事業者はCADシステムで作成したイラストを電磁的データで提出したが、後日、委託内容にないイラストの電磁的データについても、対価を支払わず、提出させる場合

(9) 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し (法4条2項4号)

親事業者が下請事業者に責任がないのに、発注の取消し若しくは発注内容の変更を行い、又は受領後にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請法の違反となります。

【違反行為事例】

- 出版社が、書籍の制作を委託していた下請事業者に対して、いったん出版社の編集者の審査を受けて受領された書籍について、これを見た出版社の役員の意見により、下請事業者はその内容やり直しをさせたにもかかわらず、それに要した下請事業者の費用を負担しない場合
- 親事業者が、定期的に放送されるテレビCMの作成を下請事業者に委託したところ、完成品が納入された後、放映されたテレビCMを見た広告主の担当役員から修正するよう指示があったことを理由として、親事業者は、下請事業者に対して、いったん広告主の担当まで了解を得て納入されたテレビCMについて修正を行わせ、それに要した追加費用を負担しない場合
- 出版社が下請事業者に対してイラストの作成を委託したところ、親事業者の担当者が人事異動により交代し、新しい担当者の指示により委託内容が変更され追加の作業が発生したが、それに要した追加費用を出版社が負担しない場合

(10) 報復措置 (法4条1項7号)

親事業者が、下請事業者が親事業者の下請法違法行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすると下請法の違反となります。

5. 立入検査・改善勧告・罰則等 (法6条、7条、9条～12条)

(1) 報告・立入検査

① 公正取引委員会

公正取引委員会は親事業者・下請事業者の双方に対し、下請取引に関する報告をさせ、立入検査を行うことができる。

② 中小企業庁

中小企業庁も親事業者・下請事業者の双方に対し、下請取引に関する報告をさせ、立入検査を行うことができる。

③ 当該取引に係る事業の所管官庁

親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する官庁も所管事業を営む親事業者・下請事業者の双方に対し、下請取引に関する報告をさせ、立入検査を行うことができる。

(2) 改善勧告等

公正取引委員会は、違反親事業者に対して勧告等の行政指導を行う。改正下請法では、違反親事業者が勧告に従うか否かに関わらず公表を行うことができる。

中小企業庁は、違反親事業者に対して、行政指導を行うとともに、公正取引委員会に対し措置請求を行うことができる。

また、当該取引に係る事業の所管官庁は、違反親事業者に対して、行政指導を行うとともに、公正取引委員会又は中小企業庁に対し違反内容の通知を行うことができる。

(3) 罰 則

次のような場合は、行為者(担当者)個人が罰せられる他、会社も罰せられることになる(50万円以下の罰金)。

- (ア) 書面の交付義務違反
- (イ) 書類の作成及び保存義務違反
- (ウ) 報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
- (エ) 立入検査の拒否、妨害、忌避

公正取引委員会 経済取引局取引部企業取引課

〒100-8987 東京都千代田区霞が関 1-1-1 Tel. 03-3581-5471 Fax03-3581-1948

社団法人日本書籍出版協会

〒162-0828 東京都新宿区袋町 6 番地 Tel. 03-3268-1303 Fax 03-3268-1196

社団法人日本雑誌協会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-7 Tel. 03-3291-0775 Fax 03-3293-6239

改正下請法に関する Q&A

◆下請法の適用範囲に関する Q & A◆

Q 1 : 当社は資本金 8 千万円の出版社なので、下請法の対象となる下請事業者の資本金は 1 千万円以下と考えてよいか。

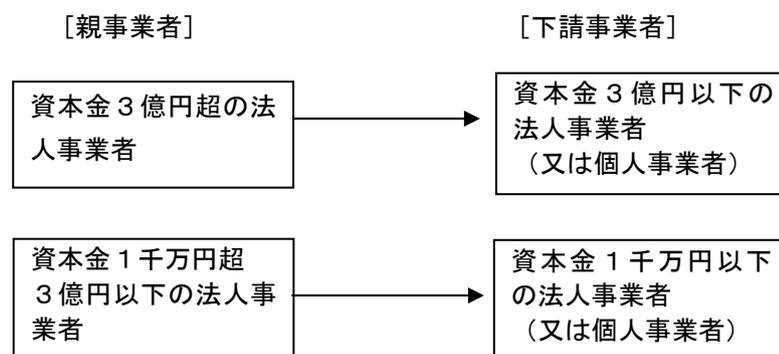
A 1 : 製造委託、修理委託、政令で定める情報成果物作成委託及び役務提供委託（プログラムの作成委託及び運送、物品の管理並びに情報処理の委託）については、資本金 3 億円基準の適用を受けるので、資本金 1 千万円以下の事業者（個人を含む）との取引が対象となり、その他の情報成果物作成委託や役務提供委託については、資本金 5 千万円基準の適用を受けるので、5 千万円以下の事業者との取引が対象となる。資本金 2 千万円の事業者の場合、それぞれの取引とも 1 千万円以下の事業者との取引が対象となる。

Q 2 : 販売するポスターの作成を（デザインと印刷の両方を同時に）委託することは従来製造委託と認識していたが、今後ともそれでよいか。仮に情報成果物作成委託にも該当するとした場合、①製造委託と情報成果物作成委託とでは資本金基準が異なるが、どのように適用されるのか、② 3 条書面は 2 枚出さなければならないのか、③当社は印刷についてしか代金を支払っていないが、デザイン部分について下請法違反となってしまうのか。

A 2 : デザインの委託は情報成果物作成委託になり 5 千万円の資本金基準を用いる取引に該当し、印刷の委託は製造委託で 3 億円の資本金基準を用いる取引に該当する。したがって、各々の資本金区分に該当した場合、それぞれが下請法の対象となる。3 条書面は、まとめて記載できるのであれば 2 枚交付する必要はない。デザイン料については、3 条書面上でデザインを委託していることを明確化した上で、その対価について下請事業者と十分協議した上で決定することが必要である（印刷とデザインを一体として対価を決定することは差し支えない）。

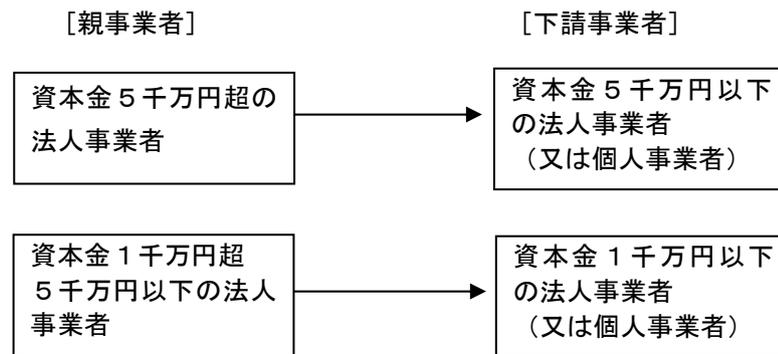
<参 考>

図 1 : 製造委託・修理委託・プログラムの作成に係る情報成果物作成委託等に係る親事業者と下請事業者の範囲



(注) 資本金 1 千万円超 3 億円以下の法人事業者は、取引実態によっては、親事業者にも下請事業者にもなり得る。

図2：情報成果物作成委託・役務提供委託に係る親事業者と下請事業者の範囲



(注) 資本金1千万円超5千万円以下の法人事業者は、取引実態によっては、親事業者にも下請事業者にもなり得る。

Q3：親子会社間の取引にも、下請法が適用されるのか。

A3：親子会社間の取引であっても下請法上はその適用が除外されるものではないが、親会社が子会社の議決権の50%超を所有するなど実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、従来から、運用上問題としていない。

Q4：労働者の派遣を受けることは、下請法の対象となるか。

A4：労働者派遣法に基づき労働者の派遣を受けることは、下請取引とは異なるので、下請法の対象とはならない。

Q5：無償で配布する出版目録や販促用のポスター、内容見本、チラシなどの作成を委託することは、下請法の対象となるか。

A5：無償で他の者に提供する情報成果物の作成（出版目録や広告・チラシの原稿、ポスターの原画の作成等）又は物品の製造（出版目録、ポスター、チラシの印刷）を委託する場合には、下請法の対象とならない。ただし、これらを自社で反復継続的に製造又は作成している事業者がその製造又は作成をいわば「肩代わりしてもらう」形で他の事業者へ委託する場合は、下請法の対象となる。

Q6：当社は自社ホームページの一部を自社で作成し、一部の作成を外注に出しているが、これは下請法の対象となるのか。

A6：通常、ホームページは自社の宣伝のために使用するものなので、Q5の無償で他の者に提供する情報成果物に当たり、下請法の対象とならないが、質問では、通常一部を自社で作成しているのだから、情報成果物作成委託に該当すると考えられる。また、当該外注部分について自社で作成する能力がなく、反復継続的に製造又は作成していない場合は、他の事業者へ作成を委託しても情報成果物作成委託に該当しない。ただし、ホームページ上で有償で提供するコンテンツ（画像等）の作成を他の事業者へ委託する場合には、当該コンテンツは業として提供を行う情報成果物であることから、情報成果物作成委託に該当する。

Q7：自社で使用するソフトウェアについて社内のシステム開発部門で作成しているが、特殊な知識が必要な部分があり、専門のシステム開発会社の人に来てもらって共同で作業している場合には、下請法の対象となるか。

Web11 「出版社における改正下請法の取扱いについて」(含、Q&A) (2004年3月)
社団法人日本書籍出版協会、社団法人日本雑誌協会

A 7 : 自社で使用する情報成果物の作成に際して、自ら作成できないものを外注する場合には情報成果物作成委託に該当しない。なお、それが労働者派遣法の対象となるような場合には、そもそも下請法上の委託に該当しない。

Q 8 : アメリカで発行された小説を翻訳出版するに当たり、翻訳者にその翻訳を委託することが下請法の対象になるか。

A 8 : 通常、翻訳者に翻訳を委託する際、出版社が定める仕様に基づいて作成を委託する訳ではなく、翻訳者独自の表現によって翻訳されるなど、このような汎用性のある翻訳作品は、情報成果物作成委託に該当しない。但し、出版社が、特定の仕様・内容を指定して翻訳を委託する場合は、情報成果物作成委託に該当する場合がある。

Q 9 : 出版社が、読者への書籍の運送を運送業者に外注した場合、下請法の対象となるか。

A 9 : 出版社が読者渡しの契約で書籍を販売している場合は、通常、運送中の所有権は出版社にあり、製品の運送行為は製品の販売に伴い自社で利用する役務であるため、役務提供委託には該当しない。役務提供委託に該当するのは、他人の所有物の運送を有償で請け負い、それを他の事業者へ委託する場合に限られる。

Q10 : 当社（出版社）は、自費出版の作成の委託を受けているが、その編集作業等をプロダクションに委託し、印刷・製本の製作を印刷会社に委託するが、下請法の取扱いはどうか。

A10 : 編集プロダクションへの編集作業等の委託は、情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、他の事業者へ委託する場合に当たるので情報成果物作成委託の対象となる。また、印刷会社への印刷・製本委託は製造委託に該当し下請法の対象となる。

Q11 : 週刊誌、月刊誌の取材、紙面整理、割付などを他の者に委託する場合は、情報成果物作成委託ではなく、これらについては、編集者等の指示のままに作業をする場合には、自ら利用する役務に該当すると考えてよいか。

A11 : 書籍・雑誌等の出版物の作成に必要な役務の提供を他の事業者へ委託する場合、専ら自ら利用する役務に該当するときは、情報成果物作成委託にも役務提供委託にも該当しない。質問のケースは、取材（編集者等の指示・同行による写真取材も含む）、紙面整理、割付等は、週刊誌、月刊誌等の作成に必要な役務の提供に当たり、出版社が専ら自ら用いる役務であるので、下請法の対象とはならない。なお、それが労働者派遣法の対象となるような場合には、そもそも下請法上の委託に該当しない。

◆発注書面上の知的財産権に関する記載方法等に関するQ & A◆

Q12 : 知的財産権が親事業者・下請事業者のどちらに発生するのか不明確だが、契約において親事業者に帰属することとしている。この場合も3条書面に記載する必要があるか。

A12 : 下請事業者へ帰属する知的財産権を「給付の内容」に含んで親事業者へ譲渡させるのであれば、3条書面に記載する必要がある。

Q13 : 下請事業者へ知的財産権が発生する情報成果物作成委託において、当該知的財産権を譲渡させることについては後日契約書で明確化したいと考えているがよいか。

A13 : 委託した給付の内容に知的財産権の譲渡が含まれている場合には、発注書面にその旨記載し、知的財産権の譲渡対価を含んだ下請代金の額を下請事業者との十分な協議の上で設定して発注する必要がある。なお、委託した給付の内容に含まず、後日、当該知的財産権に

については譲渡対価を支払って譲渡させるという場合には、発注書面に知的財産権の譲渡についての記載は要しない。

Q14：下請事業者に知的財産権が発生する情報成果物の作成を委託することを検討しているが、当該知的財産権の譲渡対価の設定が困難なため、知的財産権は譲渡させるが、その対価を含めない通常取引価格と同じ価格で発注した場合問題となるか。

A14：情報成果物作成委託において給付の内容に知的財産権が含まれている場合、当該知的財産権の対価について、下請事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めることは買ったときに該当する。本件の場合、知的財産権の譲渡価格の設定が困難という理由で、一方的に情報成果物の価格に知的財産権の譲渡対価を含まないとするのは、買ったときとして下請法上問題となるおそれがある。

Q15：あらかじめ知的財産権を親事業者に譲渡させることを通知し、情報成果物に係る知的財産権の譲渡対価が含まれるような下請代金の額を見積もってもらい、下請事業者の見積額で発注する場合には、買ったとき又は不当な経済上の利益の提供要請には該当しないと考えてよいか。

A15：、買ったとき又は不当な経済上の利益の提供要請には該当しない。この場合、3条書面には、知的財産権を譲渡する旨記載する必要がある。

◆発注書面の交付等に関するQ & A◆

Q16：下請法3条で求められている書面の交付義務と必要記載事項とは、どのようなものを必要とされるのか。義務違反には罰則があるのか。

A16：〔書面の交付義務〕

下請取引において口頭による発注は発注内容・支払条件等が不明確でトラブルが生じやすく、その場合下請事業者が不利益を受けることが多いので、発注内容を明確に記載した書面を発注の都度下請事業者に交付することにより、トラブルを未然に防止し、下請取引の公正化を図ること目的としている。

〔下請法が求める3条書面の必要記載事項〕

- ①親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③下請事業者の給付の内容
- ④下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は役務が提供される期日又は期間）
- ⑤下請事業者の給付を受領する場所
- ⑥下請事業者の給付内容について検査をする場合はその検査を完了する期日
- ⑦下請代金の額（算定方法による記載も可）
- ⑧下請代金の支払期日
- ⑨手形を交付する場合は、その手形の金額（支払比率でも可）と手形の満期
- ⑩一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- ⑪原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法

〔義務違反〕

書面の交付、書類の作成及び保存義務違反は、担当者個人が罰せられるほか、会社も罰せ

Web11 「出版社における改正下請法の取扱いについて」(含、Q&A) (2004年3月)
社団法人日本書籍出版協会, 社団法人日本雑誌協会

られる (50 万円以下の罰金)。

Q17: 下請法 3 条で求められている発注書面は、様式を問わないので契約書を 3 条書面とするこ
とも可能であると聞いたが、契約締結まで時間を要する場合、どのくらいまでなら「直ち
に」交付したとみなされるのか。

A17: 親事業者には、発注した場合「直ちに」書面を交付する義務があるので、契約締結までに
時間を要するのであれば、発注時に契約書と別に、必要事項を記載した書面を交付する必
要がある。

Q18: 補充書面は、いつまでに交付する必要があるのか。

A18: 必要事項が確定した時点で直ちに交付する必要がある。

Q19: 情報成果物作成委託においては、委託内容のすべてを 3 条書面に記載することは不可能だ
が、どの程度詳しく書かなければならないのか。

A19: すべてを記載することは困難でも、下請事業者が発注書面を見て「給付の内容」を概ね理
解できる程度に記載することが必要である。下請事業者から見積りを取り、その見積り内
容を発注内容とすることも考えられる。

また、発注書面の「給付の内容」の記載は、親事業者として下請事業者に対しやり直し等
を求める根拠となるものでもあるので、必要な限り明確に記載することが望ましい。

Q20: 当社は、システム開発会社である。メーカーから改正下請法に対応した発注システムの開
発を請け負っている。3 条但し書き追加に伴う 3 条規則改正により、特定事項の「予定期
日」記載が義務付けられるが、次のような記載は適法か。

- ①「〇月〇日まで」
- ②「発注日から〇日以内」
- ③「納入日まで」
- ④「納入月まで」

A20: 予定期日は具体的な日が特定できるよう記述する必要がある。

①, ②は具体的であり認められる。

③は具体的だが、本当に納入日まで決まらないのであれば認められるが、そのような実
態がない場合は認められない。また、当初書面において納入日を記載していない場合
には認められない。

④は、具体的な日を特定していないので、認められない。

なお、すべての委託について一律の記載をすることは、真に一律の時期に特定可能となる
ということであれば可能であるが、通常は認められない。

Q21: 発注時に書面に記載することができないことに正当な理由がある事項がある場合には、当
初書面には「理由」と「予定期日」を記載することとなったが、どの程度詳しく書く必要
があるのか。また、やむを得ず予定期日が守られなかった場合には、下請法上問題となる
のか。

A21: 「理由」は、現時点で未定となっていることが正当化できる程度に明らかにし、「予定期日」
は具体的な日が特定できるよう記述する必要がある。やむを得ず予定期日が守られなくて
も、直ちに下請法上問題となるものではない (Q20 参照)。

Q22：出版物の制作委託では、支払期日の起算日（受領日）を「責了又は校了」とすることもできるとのことだが、発行日を起算日とすると問題となるか。

A22：出版物の制作委託では、「初校」「再校」等の段階で加筆・修正が通常行われており、「校了又は責了」をもって給付内容が確定するので、下請事業者がこの日を通知することにより、「支払期日」の起算日（給付を受領した日）とすることも可能である。しかし、校了又は責了」をもって給付内容が確定（給付を受領）したにもかかわらず、発行日を起算日とすることは支払遅延を招くことになり、適当ではない。

情報成果物作成委託では、親事業者が作成の過程で、下請事業者の作成内容の確認や今後の作業の指示等を行うために、情報成果物を一時的に親事業者や支配下に置く場合がある。このとき、①親事業者が情報成果物を支配下に置いた時点では、当該情報成果物が委託内容の水準に達し得るかどうかが明らかではない場合において、②あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者が支配下に置いた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で、給付を受領したこととすることを合意している場合には、当該時点を受領日とし、親事業者の支配下に置いた時点を直ちに受領日とはしない。ただし、発注書面に明記された納期日に親事業者の支配下にあれば、内容の確認が終わっているかどうかにかかわらず、当該納期日が受領日なる。

Q23：長期継続的な役務取引の場合には、何十年も前に年間契約を締結し、その後1年ごとの自動更新としている場合があるが、3条書面を改めて交付する必要はないか。

A23：契約中、3条書面に記載すべき事項に変更がなければ改めて交付する必要はないが、このような場合には、通常、契約上代金については別の書面で定めることとされていると考えられるので、この書面については代金改定時に随時交付する必要がある。

Q24：下請事業者が、正式な発注に基づかず見込みで作成してしまった場合には、その受領を拒否しても問題ないか。

A24：発注していないものについて受領を拒否することは問題ない。ただし、発注書面を作成せず、口頭発注にて下請事業者に一定数量を作成させている場合には、書面の交付義務違反にとどまらず、受領拒否にも該当する。

Q25：下請事業者の給付に瑕疵等があり、下請代金の支払前（受領後60日以内）に返品する場合には、下請代金を支払わなくてよいか。また、下請代金の支払後に返品した場合には、下請代金相当額を返却するよう求めてよいか。

A25：下請事業者の責に帰すべき理由があり返品が認められる場合には、ともに下請法違反とはならない。

Q26：下請事業者の了解を得た上で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料を下請代金から差し引いて支払うことは認められるか。

A26：発注前に振込手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意があれば、親事業者が負担した実費の範囲内で振込手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められる。

Q27：下請事業者が納期を守らないことがよくあるのだが、このような場合には、むしろ発注内容を変更（納期を延ばす）しなければ親事業者が不利益を与えることになるので、下請事業者との合意の上で納期を変更することは違反とはならないと考えてよいか。

A27：下請事業者の要請により給付内容を変更することは問題とはならない。

Q28：当社では、ムックの作成を委託するに当たり、下請事業者と十分な協議をした上で、当初から何度もやり直しすることを見込んだ価格を設定している。この場合においても、3条書面に記載していない事項について、費用を負担しなければやり直しさせることが認められないのか。

A28：当初から下請事業者と十分な協議の上で何度もやり直しすることを見込んだ価格を設定している場合に、当初の想定範囲内でやり直しをさせることは問題ないが、それを理由に3条書面に記載されていない事項について無制限にやり直しができるものではないので、下請代金の設定時に想定していないような費用が発生するやり直しの場合には、下請事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、それを負担する必要がある。

Q29：親事業者が発注を取り消す際には、下請事業者が当該発注に使用するために要した費用を全額負担する必要があるとのことだが、例えば、下請事業者が当該発注に使用するために機器と人員を手配している場合に、下請事業者に解約可能な範囲は解約してもらい、解約できずやむを得ず負担することとなった部分を負担すれば問題ないと理解してよいか。

A29：下請事業者が負担することとなった費用を、すべて親事業者が結果として負担すれば問題ない。

Q30：デザインの作成委託において、当初の発注内容は下請事業者に複数のデザインを提出させ、その中から1つを採用し親事業者に知的財産権を譲渡させるというものであったが、納品後、採用デザインだけでなく不採用デザインの知的財産権も譲渡させることとしたいがよいか。

A30：当初の発注内容にない不採用デザインの譲渡を下請事業者に無償で要求することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。この場合、親事業者と下請事業者は双方よく話し合いの上、不採用デザインの知的財産権に係る譲渡対価を決定する必要がある。